平成２３年度第９回御船町議会定例会（１０月会議）　議事日程（第１号）

○４番（福永　啓君）　４番、福永です。町政に関する一般質問をいたします。

現在、町内の道路において私有地からはみ出した草木が通行の妨げになっているような場所が多々見られます。このような場所において、現在町はどのような対処をし、今後どのような対処をしていくのかお聞きいたします。

また、シンボルロードを並木道にという計画があります。並木の選択について、また管理についてお聞きいたします。

次に、教育についてお聞きいたします。今回御船町の教育長に増永信介氏が就任されました。教育委員会は町とは独立した機関です。新たに教育長に就任されるに当たり、教育について、どのような所信をお持ちか、お聞かせいただきたいと思います。そして、その所信をどのような形で実効性のあるものにしていかれるおつもりか、お聞かせいただきたいと思います。

詳細につきましては質問席よりお聞きいたします。

○建設課長（松岡秀明君）　福永議員の質問にお答えをいたします。

まず１番の質問ですが、街路樹と公道にはみ出した草木について問うということです。シンボルロード線の植栽につきましては、花と緑のある工夫ある植栽ということで、四季を感じられる通りということで、桜並木の形成を計画いたしております。また、その維持管理につきましては、基本的には町が維持管理を今後においても行うということで考えております。

一方、町道におきます道路の維持管理の面において、公道にはみ出した草木等の処理につきましては、道路パトロールを含め、区長さん、それから役場職員また地域の住民の方々から支障がある、車道それから歩道の通行上において支障があるような場合においては、その都度伐採、補修等の対応を行っております。当然、その場合には立木といいますか、草木の所有者である地権者の方の了解をいただくことで処理をさせていただいておるということであります。

以上です。

○４番（福永　啓君）　そうしますと、まず、街路樹と公道にはみ出した草木についての地に、公道にはみ出している草木についてから、お聞きいたします。現在、先ほど町の対応をご説明していただきましたが、それに対して基準のようなものは存在しますか。

○建設課長（松岡秀明君）　この草木等の処理に関する基準というものは規定的なものはつくっておりません。ただ、これについては民法上といいますか、そういう解釈によりますと、そういった立木等の所有権というのは、もう当然地権者の方にあるということで、そういったものに基づいて対応をしておるという状況であります。

以上です。

○４番（福永　啓君）　他町村の例なんですが、やはり、これは御船町に限らず、ほかの町村でもそういう私有地から公道、歩道にはみ出している草ですとか木ですとか、これに対応は苦慮していらっしゃる自治体が多いと思います。そういう他町村の例とかは建設課として幾つか把握していらっしゃいますか。

○建設課長（松岡秀明君）　他町村の状況については、郡内の上益城郡内の状況について一応確認をいたしております。もう、全体的に申し上げますと、郡内においてもどこの町においても同じような対応をしているというのが現状であります。

以上です。

○４番（福永　啓君）　多くの市町村でそういう私有地からはみ出している草木類、もしくは道路に枝がはみ出している木、それについては特定の基準を設けずに、悪くいえば場当たり的、よく言えば柔軟に対応していらっしゃる自治体が多いと思います。先ほど、ちょっと建設課長はおっしゃいましたが、民法上の規定というのがございます。これは、多分民法233条１項をおっしゃっているのではないかなと思います。それによりますと、隣接の竹、木の枝が境界線を越えるときは、その竹、木の所有者にその枝を切除させることができるという規定がございます。これはもちろん草についても同じように適用できる例文だと思います。

それとは別に、実は道路にはみ出している、これは道路にはみ出している、そういう草木類については、道路法30条及び道路構造令12条である程度決まっているんですね。どのように決まっているかと申しますと、道路を安全に通行するため、車道の上空4.5メーター、歩道の上空2.5メーターの範囲に通行の障害となるもの、樹木、看板等は置いてはならないと規定されています。それをもって、上空の歩道ですとか車道の上空の対応していらっしゃる自治体も実は幾つかあるんですね。今後、シンボルロードですとか、まちづくり交付金事業等大型事業が進んでいます。それによって町の環境も大きく変わってくると思います。それで、ここはその環境に対して何か基準となるもの、そういうものに対して今後何

か条例ですとか基本計画ですとか、そういうものの計画はございますか。

○建設課長（松岡秀明君）　現段階では、そういった規則あるいは条例、そういうものを制定する予定というのはありません。同じように、近隣の自治体にも確認をいたしました。しかし、先ほども申し上げましたような状況でありまして、今の段階ではそういった規則なり条例を制定するというのは、特別のそういった規定を設けるということはちょっと難しいのではなかろうかという見解でありました。

そういう中で、熊本県のほうにも確認をしたんですけれども、件においても同じような見解をいただいたところです。

以上です。

○４番（福永　啓君）　個別に草木のみですとか、そういう道路を木々のみに対応するというのは、一つ一つそれを条例をもって対応するというのは私も大変だと思います。今、一つ私が思いますのは、例えば私有地から草が出ています。そのときやっぱり切るときには私有地の持ち主に確認しなければいけない。しかし、持ち主が誰かわからない。もしくは持ち主が高齢者でそれの伐採費用を出すことができない、いろんな例が出てきております。実は、それは総合的に言えば、草木のみではなくて廃屋ですとか、都会でよく問題になりますのはごみ屋敷とか、そういうものも共通する問題だと思うんですね。ですから、先ほどちょっと言いましたけど、シンボルロードまちづくり交付金事業等が始まって、やはりそれも環境の一つだと思います。やはり日頃私が歩いておりまして、例えばマインの前の通りとか使っていらっしゃらない家があって、そこから歩道のほうに大きくはみ出している草がずっと刈られないでありますよね。あの場所ですとか、ついこの間までは、ちょうど辺田見の入り口でありました若宮神社の前の空き地とか､あのあたりがすごい草が出て、しかし私有地だからなかなか刈り取りができなかったという問題もあります。こういうのは、その草のみに対応するのではなくて、大きく環境の問題として対応したらいかがかなと思うんですね。

実は、平成５年11月に環境基本法というのが制定されております。それに基づいて、地方自治体においてみずからの地域における環境行政の基本となる事項を条例として定める動きが進んでおります。実は、これは環境基本条例、これは熊本県にもございます。熊本市にもございます。そして、県内の市町村でも設けているところはあります。全国を見渡してみれば、大きい市町村だけがつくっているわけではございません。人口数千人、小規

模の市町村から人口何十万人という大きい市町村までつくっているところ、つくってないところ、いろいろあるんですが、そういう条例をまずつくって、その後に、これは快適で住みよいまちづくり条例ですとか、その中において、いろんな対応を定めているところがあるんです。例えば、これは稲沢市というところの条例なのですが、土地・建物または工作物を所有し占有し、また管理するものは当該の土地・建物また工作物を清潔に保持しなければならない。土地所有者等は、当該土地の樹木の枝が内部に進出することにより、付近の生活環境を害することがないよう適正に管理しなければいけない。こういう条文を入れて大きい考え方、基本理念を定めてあるんですね。今後、御船町において、こういう土地・建物の適正管理ですとか、あとは総合的に環境基本条例を設定し、そしてまたその後に、環境基本条例の理念をもとにしたこういう快適で住みよいまちづくり条例ですとか、そういうものを制定されるようなお考えはお持ちですか。

○建設課長（松岡秀明君）　ご意見、ご提案、ありがとうございます。ただ今ご提案いただきましたようなことにつきましては、今後、県下における各自治体の状況等についても調査をしまして、そしてまた、熊本県のほうにおいても、今申し上げました道路等にはみ出している草木の対応策、そういったことについての条例化して、あるいは規則を制定する。そういったことについても県のほうで今後検討をしますということです。それと併せて、県のほうがそういった規定等の整備を進める。また完了した場合においては、その段階で県下の自治体にそういった技術的な指導といいますか、そういうものをしたいという見解でもありました。

ですから、今後において、調査をしながら検討をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○４番（福永　啓君）　そのような基本となる町としての考え方を示すためにも、基本的な条例なんですね、この環境基本条例というのは。これはもう既に県にはありますし、熊本市にもございます。御船町としましても、これは、この後には環境基本計画ですとか個々の条例がついて下がってくるような条例なんですが、そういう基本的な、環境に考えるとそういう条例を制定の検討からまず入っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君）　はい、そういったことについても、まずはこれからということになりますので、併せて調査・検討を進めたいと思います。

以上です。

○４番（福永　啓君）　はい、わかりました。この問題は、県のみの問題ではなくて、やはり日本全国いろいろな市町村で困っていらっしゃる問題だと思います。他市町村というのは、県だけではなくて、全国を広く見渡して、いろんなところでいろんな条例がつくられて、それに基づいてやっていらっしゃいますので、それらの情報を収集してつくっていただきたいと思います。私としましても、今回の一般質問に当たり、収集していた情報は後ほどお渡ししてお願いしたいと思います。

続きます。まず、今度シンボルロードを並木道にする計画についてなのですが、町が管理している並木道というのはありますか。

○建設課長（松岡秀明君）　お答えします。

現段階において、町が直接維持管理を行っておるような並木道といいますか、街路樹、そういうものは今現在ありません。

○４番（福永　啓君）　そうしますと、今回、シンボルロードを並木道にするという計画があるとお聞きしていますが、それが御船町初の並木道となるわけですね。

○建設課長（松岡秀明君）　はい、おっしゃるとおりであります。

○４番（福永　啓君）　先ほどその並木に桜を選定する計画があるとお聞きしましたが、それはどこで、それが決定したのでしょうか。そしてまた、それがそこに至る、桜にする経緯をちょっとご説明いただきたいと思います。

○建設課長（松岡秀明君）　お答えします。

桜という、樹木の種類については決定をいたしております。この桜を選定しました経緯としましては、シンボルロード線の整備検討会というものを平成20年９月から平成21年２月までの間に５回開催をいたしております。そういう中で、いろいろな街路樹としての種類が出たわけですけれども、その中で桜というのが最も意見が多かったわけなのです。ですから、それを尊重しまして、今回のシンボルロード線の街路樹としては桜をメインとして計画をしておるということであります。

以上です。

○４番（福永　啓君）　その会議について、私も聞き及んでおりまして、その会議で桜という意見が多く出たと。反対意見も出たというのをお聞きしております。その会議において桜と決定したわけでもないということもお聞きしております。その検討過程で、桜並木については、どのような問題点があるとか、そういうことは町はその検討会議内でご説明をさ

れましたか。

○建設課長（松岡秀明君）　お答えします。

維持管理の面においても、当然季節によって落ち葉ですね、そういったものもあります。またあるいは、この桜の木が成長します、20年、30年と経てば成長しますが、その成長することによって根っこが隆起をするとか、そういった課題もあるということで、いろいろな議論を交わされたということです。

以上です。

○４番（福永　啓君）　何本、どこから、基本的な質問なのですが、今のところの計画としては、どこからどこまでの範囲に何本、何メーター置きに何本植えられる予定でしょうか。

○建設課長（松岡秀明君）　まず、国道443号線との接点があります。そこから445号の交差点を通りまして、御船中学校の前までぐらいを大体桜を中心とした街路樹、並木ということで考えています。大体、全部で60本ほどを予定しております。植える間隔としては、15メートルから20メートル間隔で植樹をしたいと考えています。

以上です。

○４番（福永　啓君）　先ほどから、これが御船町初めての並木通りだということなのですが、他市町村では、並木を管理していらっしゃる市町村は幾つもございます。その他市町村には、問い合わせをされましたか。そして、問い合わせをされた結果はどのようなものでしたでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君）　お答えします。

まず、一番近くて近隣であって、最も街路樹あたりが多い自治体としまして熊本市あたりが一番多いかと思います。そういったところで、熊本市のほうに一応確認をしたという経緯もあります。

以上です。

○４番（福永　啓君）　さっきの私の質問にまだお答えいただいてないのですが、その問い合わせを、どのような問い合わせをしてどのようなお答えがあったか、お願いします。

○建設課長（松岡秀明君）　熊本市のほうでは、大体桜の寿命といいますか、木の寿命といいますが、これが40年から50年ほどが大体平均的な寿命ということで、熊本市のほうでは、大体30年ぐらいのスパンで植え替えをしておるということです。なかなかいろいろ年数が経ってくると、先ほど言いました根の問題とか、そういうものも想定で考えられるという

ことで、また、枝といいますか、そういうものについても年間を通じて管理はするのですけれども、やはり枯れたり、そういったことがあって、そういった植え替えとかそういった対応が必要になるということのようでした。

以上です。

○４番（福永　啓君）　熊本市にお聞きされた結果を見ましても、大変やっぱり桜というのは手間のかかる樹木であるというのがよくわかります。私もこの一般質問をするに当たり、幾つかの市町村に問い合わせをいたしました。熊本市にも問い合わせいたしました。熊本市はまず健軍の皆さんご存じのとおり、桜の巨木がずらっと並んでいるところ、あそこなんですが、年間２回薬剤散布をしていると。選定は業者に依頼していると。「どのくらい費用がかかりますか」という話をしたんですが、費用については、樹木の管理はまとめて依頼しているので、健軍だけ幾らというふうにはなかなかすぐには答えることができないという結果でした。

あと、実は先日町長も行かれたんですが、武田神社の前に桜並木がございました。あそこでは甲府です。この甲府は健軍みたいにあんな大きい道路ではありません。片道１車線です。歩道もそんなに大きいところではございません。そして、そこにずらっと何キロも桜並木がばっと並んでいるんです。その植栽をされてから日にちがそんなに経っていない、年数が何十年も経っているような巨木ではございません。環境的に御船とよく似ているところがありましたので、そこにもお尋ねをいたしました。そうしましたら、やはり問題はさっき言ったことと一緒ですね、桜というのは根が張ります。公道の歩道のコンクリを浮かします。そういう問題もあります。それと、「一番の問題は何ですか」とお聞きしたところ、やはり近隣住民からの苦情が多いと。これは立木の並木道全体について言えることなんですが、どこの市町村もおっしゃるのは、よそから見た方は、「ここは木があってよかね」と言いなはると。でも、そこに住んでいらっしゃる方にとっては落ち葉の問題であったりですとか、害虫の問題であったりですとか、あと、車のぼんぼん当たる問題であったりですとか、そういうのが身近に考えると、非常に近隣からの苦情が多いということをおっしゃっていました。これは実は熊本市の方もおっしゃったのですね。並木の桜のみではなくて、並木の全体的な問題です。そして、武田通り、これは400本ぐらい植わっているんですけど、結構年間その竹田通りに関しましては450万円の費用がかかっているそうです。剪定、施肥そして消毒です、これを業者に依頼しているそうです。やはりそこまでしていかない

と、春にきちっとした桜は咲かないわけです。あと、大津もお聞きしました。大津は横ですよね、ホンダの横に桜並木がございます。これは植えられてまだそんなに時間が経っていないはずです。ちょうどホンダの創業時と同じ時に受けたそうですので、そんなに時間が経っていない。やはりそこで問題になるのは、補償問題だそうです。どうしても桜というのは上に枝が張ってくると、上に枝が張る、下も張る。ですからさっき申しましたね、道路構造令というのがございます。4.5メーターは道路の上から空間を設けなければいけない。そこに枝がかかってくるわけです、もっと低いところに、それに当たった場合は、補償問題が発生するんです。それはちょっと大変ですねと。もちろん、あとはデメリットとしまして、おっしゃったのは、「桜の季節、これはきれいかけんよかばってんですね、桜の季節じゃないとき、結構みすぼらしい並木道になってしまう」と。そのあたりで一般の方のイメージと実際の住んでいらっしゃる方のイメージが若干違うのではないか、というデメリットがあります。メリットももちろんおっしゃいました。それはもう、皆さんご存じのとおり、桜の季節になれば、そこが非常にきれいなので、そこで花見ができたりとか、若干の経済効果が生まれる可能性もあるということでした。

このように、桜並木につきましては、多々やはりまだ検討する余地が非常にあると思うんですよ。私はここを桜並木にしてはいけないと言っているわけではありません。ただ、桜並木に、さっきちょっと決定したとおっしゃって私もびっくりしたのですが、ぜひ検討に戻していただいて、桜も含めてで構いませんから、そういうデメリット及びメリットをきちっと研究した上で、樹木の選定を進めていただければなと思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君）　この樹木の選定につきましては、先ほども申し上げましたけれども、５回の検討委員会の中で、最も意見が大きかったというものを、要望が大きかったというものを尊重して、決定をしたということでありますので、そういった経緯がありまして、なかなかそれを今変更をするということはちょっとどうかなと今考えているところです。

その桜並木の今後の維持管理の上において、そういった根の問題とか、それから落ち葉、枝が張ることによりますそういった管理、それからそういう防虫の面、そういうものについては、町のほうでそういう迷惑がかからないように維持管理を行えるように検討してと考えておりますので、というところでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○４番（福永　啓君）　その検討委員会では、さっき言ったような一つ一つに、桜並木にした場合、デメリットについてきちっと説明がなされていないと思うんです。どれだけ町はお金がかかるのかと。先ほどおっしゃいました、30年ごとにその桜を植え替えなければいけないと。その際に幾らじゃあ植え替えるのに費用がかかるのかと、そういうメリット、メリットは非常にわかりやすいと思います。デメリットのほうもきちっと出していただいて、あとは高木、並木にする場合は高い木にする。低い木にする。これでも非常に変わってまいります。そういうもののメリット、デメリットをきちんと説明した上でなければ、そういう正しい検討はできないと思うんです。皆さん桜の専門家ではないんです。それは桜は春とかはきれいです。そこではなくて、行政がやるべき仕事というのはきちんとそれはそうですね、でもこういうメリットがありますよ、こういうデメリットがありますよ。じゃあ、皆さんで考えましょうと情報をきちんと出してから、そして検討すると。今現在、御船町に初めての並木道をつくるときに、桜についてのデメリット、これについてお金の問題も含め、あまり検討されていないと思います。そのときに、桜並木にして30年ごとに替えます。消毒を何回します。業者に委託します。これだけかかりますという情報は、その検討委員会では出ましたか。

○建設課長（松岡秀明君）　お答えします。

検討委員会の中においては、そういった具体的な、例えば維持管理に関する費用面については、提案を申し上げてご検討いただいたということではないと思います。

○４番（福永　啓君）　だからこそ、今から並木道にしてしまいましたら、さっき言いましたとおり、補償問題も発生いたします。近隣住民の苦情問題も発生してまいります。他市町村では実際にそういうことが起こっております。そういうこともあるんですよ。私が今回、非常に心に残った、他町村に問い合わせをして心に残った一言があります。それは武田の方がおっしゃいました。聞いたんですよ。「桜並木にするという計画があるらしいけど、どう思われますか」と、そしたらそこの担当者の方がおっしゃったのは、「その道を桜の名所にするんだ。ここで町おこしをするんだ」というぐらいの気合いを入れてやらないと、維持管理がとても大変ですよと。そういうふうにここを桜の名所にするという気持ちがあってやられるんだったら、私たちは「ああ、なるほどな」と思いますけれどということをおっしゃったんですね。だから、そういうポリシーとかそのつくり方のポリシーです、単に

春がきれいだからというのみではなくて、きちっとしたここで何をしたいという確たるポリシーをもって進まなければ、これは10年、20年、30年経ったらまた植え替え、そしてまた何十年という問題になってきます。歩道部のシーチングも本当１メーターちょっとしか切ってありません。これは30年したら値が浮きます。そういうことをきちっと検討した上で、もちろん桜も私は検討の中に入れても構わないと思います。そういうのをあと１回、慎重に検討した上で桜に決定していただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君）　お答えします。

このシンボルロード線の東側、中学校、高校があります。これを文教ゾーンといいますけれども、そういう考え方というか視点に立って、桜並木という意見が大きかったのかと思います。そういうイメージ的なものですね。そういうことですので、そういった意見を尊重したということなのですけれども、今、いろいろメリット・デメリットについてご意見をいただきました。このことについては、改めて内部でそういったことについての調査をしたいと思います。というところで検討したいと考えます。

以上です。

○４番（福永　啓君）　ぜひ、どれだけお金がかかるかとか、年間どれだけ、そして30年後に植え替えるのだったらまたどれだけと、そういう数字を１回出していただいて、そして、それでもやりますかと、さっき言ったみたいに、文教ゾーンです。60本と言わず200本やりましょうとか、そういう意見が出るかもしれません。ただ、ほかの、いやそれだけかかるのだったら変えましょうとなるかもしれません。そのあたりは、御船町の将来にかかわることですので、柔軟にそして確実に進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、２番目の質問、教育、御船町の基礎教育についてお尋ねいたします。通告でもしておりましたが、教育長に一番最初の質問でも申し上げましたが、新たに教育長に就任されるに当たり、教育についてどのような所信をお持ちか、まずお聞かせいただきたいと思います。

○教育長（増永信介君）　お答えいたします。

所信表明ということでございますが、一言で申しますと、広報のほうにも書いておりましたが、笑顔と感動と夢がある子どもの育成を目指して、御船町で生まれてよかった、育ってよかった、教育を受けてよかったと言える御船町が大好きな子どもの育成を目指した

いと思っております。

それから、ご質問のほうの現状認識、課題及び町の教育施策についてでございますが、まず、学校教育についてですが、10月１日現在、町内の小学生は870名、中学生は471名です。それぞれの学校においてさまざまな課題はありますが、総合的には校長先生を中心に各学校において一生懸命子どもたちのために取り組んでいただいていると思います。少し具体的に申しますと、まず、学力面ですが、学力検査での総合学力は、小学校は全国平均を上回っております。中学校は全国平均かやや下回る程度です。課題はそれぞれの学校によって違いますが、各学校において課題を分析し、学力向上の対策を立てて取り組んでもらっております。体力面は今学校では新体力テストを実施しています。昔で言うとスポーツテストです。小学校では握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、シャトルラン、50メートル走、立ち幅跳び、ボール投げを行って体力を測定しています。

小学校は全国や県平均と同レベルか、やや下回っています。中学校は全国や県を下回っております。課題は小中学生の体力の向上です。体力を全国や県平均以上にするために、小学校からの運動遊びの奨励や体育の授業、部活動の充実などに取り組んでいかなければならないと思っております。

次に、町の教育施策でありますが、御船町では平成22年３月に御船町教育振興計画を策定しております。それに基づき、今年度は御船町教育委員会の努力点を10項目掲げて取り組んでいます。学校教育課は１つ、地域素材、人・物・地域の文化等を生かした特色ある学校づくりの推進、２つ、児童生徒の学力向上に向けた取り組みの具体的な推進、３つ、いじめや不登校、問題行動等の予防と解消を図る相談・協力体制の充実、４つ、豊かな心を育む読書活動の推進、５つ、生活リズムの確立に向けた家庭教育への支援。社会教育課のほうは、１つ、生涯学習、生涯スポーツの推進、２つ、町民の自主的な芸術文化活動の支援、３つ、恐竜博物館における研究、教育活動の充実、４つ、総合型地域スポーツクラブの活用及び充実、５つ、町民の参加体験型人権教育の推進及び啓発活動の充実です。

これをもとに一生懸命取り組んでいきたいと思っています。以上です。

○４番（福永　啓君）　今、個別の問題についていろいろお考えをお聞かせいただきました。ひとつ、今度は一つお聞かせいただきたいのは、教育哲学についてですけれども、教育長は教育の役割というのは本来どのようなものだとお考えになっていらっしゃいますか。

○教育長（増永信介君）　一言で申しますと、人づくりはまちづくりということです。人格の

形成を目指すということが一番ではあります。

以上です。

○４番（福永　啓君）　私も一緒に同感するところがあります。教育というのは、やはり人づくりの原点だと思うのですね。そして、それがあって初めてまちづくりができると。だからこれが一番ベースになっていく、町にとっての基礎インフラだと思います。それが教育だと思っています。

それで、先ほどいろいろ挙げていただきました。そういう非常に一つ一つは目標として適切な目標だと思っております。それらを、じゃ実現するに当たって、現場にはどのようなものが足りないか、どのような問題が生じているのかは、どうお考えですか。

○教育長（増永信介君）　はい、現場のほうは、今私が就任しましたのが夏休み中でございました。それで、９月になってから始業式の日から、まず子どもたちの登校の様子を見にすべての小中学校にまいりました。今学校訪問をしている最中です。まだ私が御船町内の現場の状況がどういう状況であるのかというのをきちんとまだ把握しておりません。その途中です。ただ、登校の様子を全部の学校を見ましたところ、おおむね登校班できちんと並んできて、黄色い帽子を被って元気なあいさつをして登校していました。本当に朝から子どもたちから元気をもらう活力が出ました。また、学校訪問のほうもさせていただきましたが、おおむね子どもたちは一生懸命学習に取り組んでいます。先生たちも一生懸命子どもたちのために授業をされております。そういう現状でした。

以上です。

○４番（福永　啓君）　そうですね、先生たちも一生懸命やっていらっしゃいます。私も、ちょっと学校教育に二十数年前から言葉の関係で携わるところがありまして、感じることがありましたので、私も御船の学校ですとか、そういういろんな教育施設を今回の質問をするに当たりこういったお尋ねをしたときに、お聞きしたことがあるんです。そしておっしゃったことがあります。「先生というのは、前よりもたいぎゃ働きよんなはる」と、「昔、私たちのときよりも暇のなかつですよ」と、それがやっぱり県とかでも非常に問題となっていると。なぜかといいますと、やはり事務量が多くなっていると。それは県の教育委員会としても認識していらっしゃいまして、セミナーを一つにまとめるとか、そうして事務量をどんどん減らしていこうと。それはなぜかといいますと、もちろん先生の労働条件の改善もあります。でもそれ以上に、一番重要なのは、先生たちが子どもたちと向き合う時

間が、先生たちの事務量が多くなることによって減ってきているということだということをおっしゃるわけなのです。今、先生たちは、やはり昔とは違う膨大な事務量及び日々の教育の記録とかに追われまして、子どもたちにきちっと接している時間というのが非常に減ってきております。それに関してはどういう認識で、それに関しては感じていらっしゃいますか。

○教育長（増永信介君）　お答えいたします。

私も３カ月ぐらい前までに現場におりましたので、担任をしていた頃、それから教頭時代、文書のほうは議員がおっしゃったように、やはり現場にいても、少しずつ増えてきているなというのを感じていました。確かに調査物が多かったり、やはり現状を把握するためには調査をかけないといけないということで、文部科学省からの調査だったり県からの調査だったり、そういう部分の文書が増えてきているなという印象を持っておりました。ただここ数年は、先ほど議員もおっしゃったように、県の教育委員会のほうでもそういう教職員の負担軽減ということで、どうにか事務的な部分の作業を減らそうと、または出張関係も出方が多いので､それを精選しようということで､随分改善をされてきております。実際問題として、まだまだ、やはり多い部分もありますが、県教育委員会のほうも、町のほうも、できる限りそこいら辺の部分は軽減をして、議員がおっしゃるように子どもとふれ合う時間、遊ぶ時間も、私はふれ合うだけではなくて、ぜひ遊んでもらいたいというふうにも思っておりますので、そういう時間の確保はしていきたいと考えております。

○４番（福永　啓君）　そのために、やはり現場として求めていらっしゃることは、もちろん事務軽減も一つだと思います。あと１つは、やはり現場の声で大きいと思いますのは、特別教育支援員とか、学校によって呼び方が変わるみたいですが、特別支援員ですとか、教育相談員ですとか、そういう方々を積極的に配置してもらいたいと。やはり最近、子どもが減っているということで学校に教員数が決まっております。それが、昔はよく加配といって定員以上の者がそこに、学校教育の中に、教員で配置されていたんです。それが減る傾向にありますよね、今加配が少なくなったりとかすることもあると思います。そういうときに、やはり特別支援員とか、そういう方々が学校の中にいて、そして学校の業務を一緒にやってくれる、そういうこともともに必要だと思います。それも、現場からの要求は多いと思いますが、そういう特別支援員、御船では特別支援教育支援員とおっしゃっているのですか。特別支援教育支援員とおっしゃるので、の支援拡充については、どのように

お考えですか。

○教育長（増永信介君）　お答えします。

今、議員のほうからお尋ねがありましたが、加配のほうは誤解がないように言っておきますが、今、加配はチームティーチングの加配、それから少人数の加配があります。これは､特別支援教育のために加配をするということではなくって､子どもたちが例えば数学、算数が40人学級で１人の先生だと、やはり個人差が大変大きゅうございますので、これを２クラス、20人、20人の少人数に分けてよりきめ細やかに教えようということが少人数でございます。それからチームティーチングは一つの授業にちょっとつまずきがある子どもなどに付きやすいように、一つの40人で授業をするのを２人でチームを組んで授業をするということで、加配が行われております。

特別支援教育の支援員のほうでございますが、やはり御船町のほうでも非常に重要だと私も議員と同じ認識でございます。今度の新年度の学級編制でも、各学校から新設・増設を望む学校があっておりますので、特別支援学級については教育委員会としても強く新設・増設を県にお願いしているところです。

それから町独自の今おっしゃました特別支援教育支援員でございますが、そちらのほうも、やはり各学校、非常にやっぱり通常学級にいて、支援を要する児童が多くなっているということで、教育委員会のほうでもそこいら辺、私も学校を回りながらどれだけ必要なのかということを校長先生方とも相談しながら、今、議員がおっしゃるように増やさなければいけない現状であれば増やしていくという方向で検討をしているところです。

以上です。

○４番（福永　啓君）　教育長は今現在は特別支援教育支援員、町独自の、それは増やさなければならないという現状だと思いますか。

○教育長（増永信介君）　県の新設、増設が一つはかなうかということが一つあります。もしお願いをしていてかなわない学校には町独自で支援員を増設しなければならないと思っております。

それから、現状で各学校から、校長先生のほうからぜひもう１人増やしてくださいというお願いがあっておりますので、そこら辺も検討しながら、それから財政当局との、町独自の予算を使うわけですから相談をしながら、その財政の範囲内で考えていかなければならないとは思っておりますが、現状よりも今の現段階では増やさなければならないという

認識はあります。

以上です。

○４番（福永　啓君）　今、これ町独自の増やすためには、財政的な問題がくっついてくると思います。今、御船町の、さっき教育長もおっしゃったとおり、各校長先生から町独自の特別支援教育支援員というのを付けてくれという話は出ているかと思います。それに対しては、ぜひ今から、さっき哲学でおっしゃったように、まちづくりの根本ですので、このところはしっかりと予算付けの交渉をお願いしたいと思います。

その中で、実は、決算のときにも申しました。前回の決算で結構小学校費及び中学校費、それが不用額というのが相当出ているのです。小学校になりますと、これは6,000万円、小学校です、小学校は幾つもございますから、工事もありましたので6,000万円出ています。それと中学校では、特別な工事がなかったにもかかわらず、これで100万円ぐらい出ていたと思います。そのときに、教育長がお答えになったのは、教員の方々が一生懸命節約して、だから余っている分がありますよということをおっしゃいました。そういう余ったものというのは、今現在、これをまとめられて、そして財政調整基金のほうにこの六千何百万円というのは繰り入れられたと思うのですが、この余ったお金、そういうものはまた来年度何か教育政策に重点的に回すというお考えはないですか。

○教育長（増永信介君）　予算関係で、去年の予算のことは、ちょっと私のほうもわかりません。先月の議会でお答えしたと思いますが、余っているということに関しては、学校現場に私もおりましたが、やはり辛抱します。節約をします。子どもたちにも環境教育、先ほどもちょっと話題になっておりましたが、紙の無駄づかいとか、そういう電気の無駄づかいとか、節水だとか、そういう教育を行いますので、自然と学校現場は節約をして辛抱していると思いますが、その辛抱した結果が6,000万円にもなるというふうには、ちょっと私も理解がわかりませんので、そこら辺、詳しい担当のほうから説明をさせたいと思います。

○４番（福永　啓君）　6,000万円の大きいやつは工事費用なんですよ。工事費用が安くなったから6,000万円です。ただ、これは学校の工事費用だったわけなんですね。今、いろんな小学校で雨漏りがするですとか、結露があるですとか、昔の建物であるとか、そういうふうにしてすごい困っていらっしゃいます。さっき言ったみたいに、先生方は、お金を少しでも安く上げようと思って頑張っていらっしゃいます。そして、もしそれが来年度に、うちが例えば今回頑張って10万円ぐらい残しましたと。10万円町に返しましたという形ですよ

ね。そのうち、全額とは言いませんけれど、７割とか８割とかが頑張った分返ってきて今度は自分の学校が教育の充実のためにまた新たに使える、自由に使えるようなお金として戻ってくるというのだったら、それは皆さん一生懸命不必要なところは頑張って削っていって必要なところに使おうという努力をされるはずです。

ところが、そうでない場合、今までそうでなかったと思うんですね。結局、頑張りましたと、削減しましたと、削減したところが、「おまえのところは使っとらんではないか」と、「じゃ、来年はカット」といったら何のために私たちは一生懸命子どもたちにして削減してきたのかと話がなります。ですから、そのあたりを先生たちの努力を無にしないような形で、きちっと先生たちが努力された分は学校に付け直していただきたい。熊本市とか、私はちょっと今よくわからないのですが、多分ほかの市町村で幾つかの市町村では校長裁量とかでそれ相当額の支出ができる、校長費ではないけれども、何か品目はわかりませんけれど、そういうものがあるところもあるとお聞きします。そのような形で、そういう余ったお金、不用額として余ったお金、先月は工事建物でも6,000万円以上あります。それにつきましても、いろんなところで不具合が出ていますので、それについて、積極的に、去年の実績とかで考えるのではなくて、下がった分は皆さんが努力してもらったおかげだということで、きっちりと学校のほうに付ける努力をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（増永信介君）　先ほど雨漏りとか修理のお話がありましたが、やはり急に修理を要する事案も私が教育長に就任してから何件もあります。課長のほうですぐ対応をして、子どもたちの教育環境が守られるように、そういう部分については、すぐ支出ができるように考えてもらっています。ただ、今私も福永議員の気持ちは十分わかります。やはり先生方が一生懸命辛抱されたお金をいい方向でまた学校に返すというところは、私もそうできたらいいなと思っておりますが、財政との兼ね合いとか予算とか、結局町民の税金を使うことになるわけですので、こういうふうに議会の承認も予算については得られなければなりませんので、そこいら辺がどういうふうにして調整すればそういうふうに学校で辛抱していただいたお金がまた子どもたちのために、余ったのを返納せんでもそのまま使えるというシステムになるのかというのは、ちょっと勉強したいと思っております。

○４番（福永　啓君）　例えば決算で、消耗品費、これだけでも御船中学校で20～30万円余らせていたと思います。なぜかといえば、項目があまりにも小さすぎるんですね。通信費が

余りました。切手代はないけど、何か文書費はあるとか、切手はなくなったけど、これはなくなったけどこれはあるよ、何ていうのがずっと続いています。だから、いろんなところで余ったり足らなかったり余ったり足らなかったりしているわけですね。だから、それを消耗品費だったら消耗品費、そういうあまりにも細目に分けすぎず、その間できちっと学校の範囲内で使えるようにしていただければ、これはやはり先生方はいろんな工夫をしながら子どもたちのために使っていただきます。絶対、ああいう学校とかで自分のためには使いなはらんけんですね。そういう予算が限られた予算内でしかないわけですから、きちっと有効に使われるような工夫が必要だと思っております。

それで、先ほどちょっと言いましたけど、そういう新たな項目とか何とか設けることについても、例えば校長裁量、教頭裁量でも校長裁量でもそれは別にいいんですが、そういう細かい費用ではなくて、そういう細目を新たに付けて要求するとか、そういう努力もぜひしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（増永信介君）　お答えします。

私も現場におりまして、学校は非常にお金がないところです。なかなか使えない部分がありますので、今議員からおっしゃった部分はしっかり勉強をして、教育のため学校のために使えるように前向きに検討したいと思っております。

以上です。

○企画財政課長（野口利昭君）　予算から決算までの話が少し出ておりますので、財政部局としての意見も、ちょっとだけ述べさせていただきます。

今のお二方の議論の中で、予算編成後それぞれの学校で努力されてということで決算において不用額として出たということに関して、それぞれに節約、努力されたのだから、それが翌年度のそこの専門的な学校分野にという形には財政上なっておりません。これは、予算総計主義の中で、町全体の中でやっていくものですから、それぞれが、それぞれの分野で財政の中で節約しているという認識を我々は持っておりますので、頑張ったところ、そうでないところというのは、非常に客観的に見づらいところもありますので、その辺の町政については、不用額が余った金として、そこにまた翌年度優先的にという考え方というのではなく、必要な経費、真に必要な経費については、やはり教育現場であろうとほかの現場であろうと、出していくというのが財政当局の基本的な考え方だと認識していただきたいと思います。

以上です。

○４番（福永　啓君）　そうなんですね。これがよく言われる財政の硬直化の問題だと思います。だから、逆に使い切りが生まれてきて、逆にさっき言ったみたいに、「じゃ、ここまで使い切っとかなければ損ではないか」とか、そういうのが生まれてくるところなのです。財政上はそうでしょう。だから、私はそれを、法律を変える必要はありません。さっき言ったみたいに、今学校から求められた、このところから求められた、ほかのところから求められた。でも、これは去年余らせているじゃないかと言って切られるということが多々あるともお聞きいたします。そうではなくて、きちんと皆さんの努力を推しはかること、それを財政、次年度の予算の中に生かしていくこと、これをきちんとしていかなければ、どうしてもやはりその年の使い切り、余らせたら損みたいになってくるのではないかと私は思うんです。

ですから、そうなっているのは、理解できますが、そこのところをもう少し柔軟な考え方で取り組んでいただければ、その現場の指揮にもかかわってくるとは思いますが、いかがでしょうか。

○町長（山本孝二君）　私のほうからですね。

もう、議員の皆さんはご存じだと思いますけれども、議会で承認を受けて執行するというのが基本でありますので、ただ、方針はやっぱり先ほど教育長が言いましたように、教育長の方針、学校、社会教育の方針がありますので、それに向かって具体的にどういうことをやるのかということをきちんと計画をして、議会で承認をしてやっていくと。

執行するに当たっては、当然、先ほども話が出ましたように、入札があれば入札して、低いほうが取るという形になりますので、余ったお金というのは、ちょっとどうかなとどうかなと思います。

それから、新教育長のもとで新たな方針を出されて、それをまた町長部局のほうと協議して、教育委員会はこうやってやりたいということをやられれば、それは新企画でできるわけでありますので、それを余ったから次のやつに使うというのは、ちょっとおかしいと思います。

それから、私はマニフェスト型と言っていますので、先ほど教育委員会は別組織であると、これは法律的にはそうなっています。しかし、今そのことだけでも今問題になって来ているのも事実でありますので、やはり町の運営と教育というのは一体化しなければいけ

ないところもありますので、私が掲げています教育に対する目標と。では、それを教育委員会のほうでどう判断されてやっていくのかということも、しっかり議論すると。その中で予算が伴うものについては、まだ予算要求をしていただくという形になりますので。

それからもう１つ、手間暇かけなければいけないと私は思います。それが職員の仕事であります。細目に分けて、何をどうすると。それで足らなければ補正をかけるという手順になりますので、手間暇はかけると。ですから、議会のほうの承認もいただきながらやっていくと。このそういう議論の中でお金も大事に使おうという形になりますので、福永議員の言われるのはよくわかるんですね。時代としてはそういう教育委員会の方針を貫くというのは大事なことでありますので、そういう細かなところを具体的にどうするのかということで、新教育長のもとで新しい、こういうことをやったほうが御船町の教育界にとってもいいということをぜひ検討されて、そしてまた協議をしていただいて予算を組むという形がいいかなと思います。

以上です。

○企画財政課長（野口利昭君）　もう１点だけ補足させていただきます。先ほどの福永議員の発言の中で、予算が大幅な節約、頑張れの中で余ったと、すると翌年度予算の査定のときにその金額が響いて削減へという方向に行くのではないかなという心配があるのではないかという発言がありましたけど、確かに以前はそういうことがあったのかなと私も認識しております。しかし、ここ数年来といいますか、もうかなり前から行財政改革が進行する中で、そのようなことは今はほとんどといいますか、全くないと認識してもらってもいいと思います。10月ですので、まもなく来年度予算へ向けての各課の要求と財政部局とのバトルの時期に入りますけれども、前年比で例えばおたくに100やったんだけれども、おたくは80しか消化しないで20の不用額があったと。このことに関しては、予算を最初から水増しの要求をしているのではないかという議論は全くありません。前年比の不用額はもう見ません、財政部局では。真にその予算要求された、それぞれの一つ一つの項目が必要かどうかということを財政部局が判断しますし、それを主張するのが必要なんだということを主張するのが各部局の担当者の責務ですから、そこの協議によって決まっていくというのが現在のやり方になっているという意味では、非常に健全な部分になってきていると認識しております。

以上です。

○４番（福永　啓君）　今の答弁を聞いて非常に安心をいたしました。ぜひ、前年度不用とかそういうのは関係なくて、真に必要だと思える教育施策が幾つもあって、それが実行されていない現状があると思います。各学校におかれましても、今ちょうど、さっきおっしゃったように予算を今から積み上げていく時期だと思います。必要だと思われるのはこれだけ使っとらんだったけんではなくて、どんどん上げていただいて、そしてそれをぜひ教育長や学校教育課長にきちんと財政当局に認められるようなバトルを繰り返していただきたいと思っております。

最後に一つ、やはり私はいつも思っていますことを一つ申し上げます。

小泉総理のときに一つ、有名になった言葉があります。「米百俵」ということですね。米百俵とよく聞きます。むかしむかし、明治維新があってすぐのときなんですが、藩の人たちが食べ物もなくて、餓死のときに困っていたと。そうしたら、隣の班から米を百俵もらったと。そして、それを何か、そのとき食べずに将来のものにつかったらしいというふうに、皆さん理解していらっしゃる方が多いんですね。じゃ、その藩は、住民が飢えているときに、その米百俵を食わずに何をしたのかと。本当にご存じの方はもしかすると少ないんじゃないかと思うんです。新田開発をしたわけでもありません。道路をつくったわけでもありません。その米百俵は学校の建設に使われているんです。本当に一番困っているときは人づくり、それが基本になってくると思います。そういう、米百俵の精神とともに、ぜひ今から、さっき教育長がおっしゃったように、教育は町の基礎インフラだという考えのもと、これから御船町を支える子どもたちをきっちりと育てていく努力をよろしくお願いいたします。

これで質問を終わります。